

F. 他に利用できる制度

病気やけがをしたときには、
さまざまな制度を利用することができます。
ここでは、その一部として、
小児慢性特定疾患治療研究事業と
特定疾患治療研究事業、
身体障害者手帳制度についての情報を集めました。

小児慢性特定疾患治療研究事業による 医療費助成について

児童の慢性疾患のうち、特定の疾患について、その治療にかかった医療費の自己負担分の一部を公費で負担することにより、ご家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童の心身にわたる健全な育成を促進するために設けられた制度です。

該当する疾患は？

F-1-1

● 疾患群名

- ◆悪性新生物(がん) ◆慢性腎疾患 ◆慢性呼吸器疾患 ◆慢性心疾患
- ◆内分泌疾患 ◆膠原病 ◆糖尿病 ◆先天性代謝異常
- ◆血液疾患 ◆免疫疾患 ◆神経・筋肉疾患
- ◆慢性消化器疾患 ◆皮膚疾患 ◆染色体または遺伝子に変化を伴う症候群

平成27年(2015年)1月現在

対象疾病は14症候群、704疾病となっています。

該当する場合は、小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費助成が受けられる場合があります。

詳しくは、各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)にご相談ください。

対象年齢は？

F-1-2

18歳未満の児童。ただし、18歳の時点で小児慢性特定疾病の対象になっており、引き続き治療が必要な方の場合は20歳未満まで対象となります。

(ヒト成長ホルモン治療は別に終了基準があります。)

医療費助成を受けるには？

F-1-3

- 小児慢性特定疾病指定医を受診して、診断を受け診断書の交付を受ける
- 診断書と必要書類を各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)に提出
- ※ 小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となるのは、指定医療機関で受診した場合の医療費です。指定医療機関以外で受診した場合は助成対象となりません。
- ※ 小児慢性特定疾病指定医のいる医療機関については、各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)でご確認ください。

必要な書類は？

F-1-4

- 申請書
- 小児慢性特定疾病指定医の診断書
- 世帯全員が載っている住民票
- 印鑑
- お子様の名前が入った保険証 など

どこに提出する？

F-1-5

各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)に、申請書及び診断書など必要書類を提出します。

有効期間は原則1年以内のため、継続して承認を受けるには、毎年手続きが必要となり、承認された場合には、医療受給者証が発行されます。

また、承認には病状等が認定基準を満たすかどうかを専門医が審査しますので、申請しても不承認となる場合もあります。

小児慢性特定疾患情報センター

インターネット



<http://www.shouman.jp/counseling/prefecture/>

『都道府県担当窓口一覧』から、お近くの相談窓口が検索できます。

自己負担限度額

F-1-6

入退院を繰り返すなどの特性に配慮して、入院、外来の区別なく世帯の所得に応じた自己負担限度額(月額)が設定されています。自己負担上限額は、複数の医療機関の自己負担をすべて合算した上で適用されます。また、指定医の診断書が必要になり、医療費の助成対象となるのは、指定医療機関で受診したときの医療費です。

平成 27 年(2015 年)1 月現在 (単位: 円)

階層区分	年収の目安 (夫婦 2 人、子ども 1 人世帯)		患者負担割合: 2 割						
			自己負担額上限額(入院+外来)						
			平成 27 年 1 月 1 日以降申請			既認定者 (平成 29 年 12 月までの経過措置)			
			一般	重症※	人工呼吸器等装着	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着	
生活保護	-		0			0			
低所得 I	市町村民税非課税(世帯)	(~約 80 万円)	1,250			1,250	1,250	500	
低所得 II		(~約 200 万円)	2,500			2,500			
一般所得 I	市町村民税課税以上 7.1 万円未満(~約 430 万円)		5,000	2,500	500	2,500	2,500		500
一般所得 II	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満(~約 850 万円)		10,000	5,000		5,000			
上位所得	市町村民税 25.1 万円以上(約 850 万円~)		15,000	10,000		10,000			
入院時の食費			1/2 自己負担			自己負担なし			

※『重症』: 1. 高額な医療が長期にわたり継続する方(医療費総額が 5 万円/月を超える月 例えば、医療保険 2 割負担の方の場合、医療費の自己負担が 1 万円/月)が年間 6 回以上ある場合、
2. 現行の重症患者基準に適合する方、のいずれかに該当。

注意 この制度での「世帯」とは、住民票上の世帯とは異なり、同じ医療保険に加入している家族をひとつの「世帯」と考えます。

詳しくは、各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)にお問い合わせください。

F-2 特定疾患治療研究事業による医療費助成について

原因が不明で治療方法が確立しておらず、長期に渡って生活に支障のある病気について、その治療にかかった医療費の自己負担分の一部を公費で負担することにより、ご家庭の経済的負担を軽減するものです。

該当する疾患は？

F-2-1

厚生労働省で指定された110の疾患以外に、都道府県で独自に該当疾患を指定する場合があります。該当疾患については、各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)でご確認ください。

医療費助成を受けるには？

F-2-2

- 難病指定医を受診して、診断を受け診断書の交付を受ける
- 診断書と必要書類を各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)に提出

医療費助成を受けるには、指定医療機関で治療を受けてください

※ 難病指定医のいる医療機関については、各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)でご確認ください。

必要な書類は？

F-2-3

- 特定医療費支給認定申請書
- 難病指定医の診断書
- 世帯全員が載っている住民票
- 印鑑
- 保険証 など

どこに提出する？

F-2-4

各都道府県の窓口(健康福祉センターや保健所)に、申請書及び診断書など必要書類を提出します。承認された場合には、医療受給者証が発行されます。

自己負担限度額

F-2-5

入退院を繰り返すなどの特性を配慮して、入院、外来の区別なく世帯の所得に応じた自己負担限度額(月額)が設定されています。自己負担上限額は、複数の医療機関の自己負担をすべて合算した上で適用されます。

平成 27 年(2015 年)1 月現在 (単位：円)

階層区分	年収の目安(夫婦 2 人世帯)		患者負担割合：2 割					
			自己負担額上限額(入院+外来)					
			平成 27 年 1 月 1 日以降申請			既認定者 (平成 29 年 12 月までの経過措置)		
			一般	高額 かつ 長期※	人工呼 吸器等 装着	一般	現行の 重症患者	人工呼 吸器等 装着
生活 保護	-		0			0		
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ~80 万円	2,500			2,500	2,500	1,000
低所得 II		本人年収 80 万円超~	5,000			5,000		
一般 所得 I	市町村民税課税以上 7.1 万円未満 (約 160 万円~約 370 万円)		10,000	5,000	1,000	5,000	5,000	1,000
一般 所得 II	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満 (約 370 万円~約 810 万円)		20,000	10,000		10,000		
上位 所得	市民税課税 25.1 万円以上 (約 810 万円~)		30,000	20,000		20,000		
入院時の食費			全額自己負担			1/2 自己負担		

※ 『高額かつ長期』：医療費総額が 5 万円/月(医療保健 2 割負担の方の場合、医療費の自己負担が 1 万円/月)が年間 6 回以上ある場合。

特定疾患治療研究事業対象一覧

F-2-6

スモンについては、特定の薬剤により発症する事が分かっている指定難病の要件を満たさないことから、新しい医療費助成制度の対象とはなりません。今までの制度で助成が受けられます。また、重症急性膵炎、難治性肝炎のうち劇症肝炎については、指定されないため新規の認定申請は受け付けられなくなりますが、すでに認定されている方については助成が続けられます。

厚生労働省指定 110 疾患

疾患番号	疾患名	疾患番号	疾患名
1	球脊髄性筋萎縮症	19	ライソゾーム病
2	筋萎縮性側索硬化症	20	副腎白質ジストロフィー
3	脊髄性筋萎縮症	21	ミトコンドリア病
4	原発性側索硬化症	22	もやもや病 【モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)】
5	進行性核上性麻痺 【パーキンソン病関連疾患】	23	プリオン病
6	パーキンソン病 【パーキンソン病関連疾患】	24	亜急性硬化性全脳炎
7	大脳皮質基底核変性症 【パーキンソン病関連疾患】	25	進行性多巣性白質脳症
8	ハンチントン病	26	HTLV-1 関連脊髄症
9	神経有棘赤血球症	27	特発性基底核石灰化症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	28	全身性アミロイドーシス【アミロイドーシス】
11	重症筋無力症	29	ウルリッヒ病
12	先天性筋無力症候群	30	遠位型ミオパチー
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎 【多発性硬化症】	31	ベスレムミオパチー
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー【慢性炎症性脱髄性多発神経炎】	32	自己貪食空胞性ミオパチー
15	封入体筋炎	33	シュワルツ・ヤンペル症候群
16	クロー・深瀬症候群	34	神経線維腫症
17	多系統萎縮症	35	天疱瘡
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) 【脊髄小脳変性症】	36	表皮水疱症 【表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)】

疾患番号	疾患名	疾患番号	疾患名
37	膿疱性乾癬（汎発型）	57	特発性拡張型心筋症 【特発性拡張型（うっ血型）心筋症】
38	スティーヴンス症候群 【重症多形滲出性紅斑(急性期)】	58	肥大型心筋症
39	中毒性表皮壊死症 【重症多形滲出性紅斑(急性期)】	59	拘束型心筋症
40	高安動脈炎【大動脈炎症候群】	60	再生不良性貧血
41	巨細胞性動脈炎	61	自己免疫性溶血性貧血
42	結節性多発動脈炎 【結節性動脈周囲炎】	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
43	顕微鏡的多発血管炎 【結節性動脈周囲炎】	63	特発性血小板減少性紫斑病
44	多発血管炎性肉芽腫症 【ウェゲナー肉芽腫症】	64	血栓性血小板減少性紫斑病
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	65	原発性免疫不全症候群
46	悪性関節リウマチ	66	IgA 腎症
47	バージャー病【ビュルガー病】	67	多発性嚢胞腎
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	68	黄色靱帯骨化症
49	全身性エリテマトーデス	69	後縦靱帯骨化症
50	皮膚筋炎／多発性筋炎 【強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎】	70	広範脊柱管狭窄症
51	全身性強皮症 【強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎】	71	特発性大腿骨頭壊死症
52	混合性結合組織病	72	下垂体性 ADH 分泌異常症 【間脳下垂体機能障害(ADH分泌異常症)】
53	シェーグレン症候群	73	下垂体性 TSH 分泌亢進症 【間脳下垂体機能障害(下垂体性TSH分泌異常症)】
54	成人スチル病	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症 【間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症)】
55	再発性多発軟骨炎	75	クッシング病 【間脳下垂体機能障害(クッシング病)】
56	ベーチェット病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 【間脳下垂体機能障害 (ゴナドトロピン 分泌異常症)】

疾患番号	疾患名	疾患番号	疾患名
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 【間脳下垂体機能障害(先端巨大症)】	94	原発性硬化性胆管炎
78	下垂体前葉機能低下症 【間脳下垂体機能障害(下垂体機能低下症)】	95	自己免疫性肝炎
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	96	クローン病
80	甲状腺ホルモン不応症	97	潰瘍性大腸炎
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	98	好酸球性消化管疾患
82	先天性副腎低形成症	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
83	アジソン病	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
84	サルコイドーシス	101	腸管神経節細胞僅少症
85	特発性間質性肺炎	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
86	肺動脈性肺高血圧症	103	CFC 症候群
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	104	コステロ症候群
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	105	チャージ症候群
89	リンパ脈管筋腫症 【リンパ脈管筋腫症(LAM)】	106	クリオピリン関連周期熱症候群
90	網膜色素変性症	107	全身型若年性特発性関節炎
91	バッド・キアリ症候群 【バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群】	108	TNF 受容体関連周期性症候群
92	特発性門脈圧亢進症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
93	原発性胆汁性肝硬変	110	ブラウ症候群

【】内は、特定疾患治療研究事業での病名です。

難病情報センター

インターネット


<http://www.nanbyou.or.jp/>

特定疾患に関する都道府県担当窓口や、相談センターの一覧、制度ナビゲーション、病名索引、疾患群別索引などの情報を見ることができます。

F-3 身体障害者手帳について

どういうとき、申請できる？

F-3-1

病気やケガなどにより、身体障害者福祉法に定める程度の障害が残り、日常生活が著しく制限を受ける場合に申請することができます。指定医の診断書に基づき、身体障害者更生相談所が審査を行い、障害があると認められたときに身体障害者手帳が交付されます。

障害の内容

- 視覚障害（目の不自由）（特定疾患医療受給者証交付申請書）
- 聴覚障害（耳の不自由）
- 平衡機能障害（バランス機能の不自由）
- 音声・言語機能障害（音声又は言語の不自由）
- 肢体不自由（手・足などの不自由）
- 内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能の障害）

申請時期

症状が固定(改善が見込めないとき)したときに申請できます。通常は、障害が発生した日から概ね 3～6 ヶ月後になります。

身体障害者手帳を持っていると、
車椅子やホームヘルパー等の
援助が受けられます。



必要な書類は？

F-3-2

申請内容	* 診断書 (所定の様式)	写真 (縦 4cm×横 3cm 1 枚) (市区町村によっては 2 枚)	認印	身障手帳
新規申請	○	○	○	—
等級の変更	○	○	○	○
障害の追加	○	○	○	○
再認定	○	○	○	○
紛失・破損	—	○	○	○ (破損の場合)
住所・氏名変更	○	—	○	○
県内各他市町村からの転入 (静岡市および浜松市を除く)	—	—	○	○
他都道府県からの転入 (静岡市及び浜松市を含む)	—	○ (静岡県の手帳を作成する場合)	○	○
返還(死亡等)	—	—	○	○

* 指定医師が記載した診断書

どこに申請する？

F-3-3

各市区町村役場の福祉担当課で申請します。

手帳の交付を受けるとどんなメリットがある？

F-3-4

福祉サービスを受けるには、身体障害者手帳を持っていることが必要な場合が多くありますので、手帳を持っていると各種の福祉サービスが受けやすくなります。また、各種税金の控除や減免、手当てが受けられます。

受けられるサービス (内容は手帳の級によって異なります)



更生・育成医療の給付、重度心身障害者(児)医療費助成、補装具の交付と修理、日常生活用具の給付、住宅改造費の助成、税金の減免、ホームヘルパー・デイサービス・ショートステイの利用、鉄道や船・バス・タクシー・航空運賃の割引、自動車改造費の助成、自動車運転免許証取得費の助成、NHK 放送受信料の減免などです。

お住まいの市区町村によって、サービスの内容が異なりますので、詳しくは各市区町村の福祉担当課までお問い合わせください。